

令和2年9月より

## 標準報酬月額の上限が改定されました。

標準報酬は、標準報酬等級表により区分されていますが、令和2年9月1日より、厚生年金保険給付及び年金払い退職給付（退職等年金給付）について、最高等級の上に、さらに1等級追加されました。 → [標準報酬等級表](#)

### 【改正前】

短期給付・福祉事業	…	98,000 円～1,390,000 円 (46 等級)
厚生年金保険給付	…	88,000 円～ <u>620,000 円 (31 等級)</u>
年金払い退職給付	…	98,000 円～ <u>620,000 円 (30 等級)</u>

### 【改正後】

短期給付・福祉事業	…	98,000 円～1,390,000 円 (46 等級)
厚生年金保険給付	…	88,000 円～ <u>650,000 円 (32 等級)</u>
年金払い退職給付	…	98,000 円～ <u>650,000 円 (31 等級)</u>